



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目次

告 示

○指定地域試験機関の指定（子育て支援課） 1

○家畜伝染病発生の報告（畜産課） 1

○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 1

○保安林の皆伐面積の限度（森林管理課） 2

○造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示（森林管理課） 2

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 3

○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3

○建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（南部土木事務所） 3

公 告

○事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 4

収用委員会事項

○収用の裁決手続開始の決定 5

告 示

沖縄県告示第320号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の32第1項の規定により、指定地域試験機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 名称 一般社団法人全国保育士養成協議会

2 主たる事務所の所在地 東京都豊島区高田三丁目19番10号

3 行わせることとする地域試験事務 地域限定保育士試験の実施に関する事務の全部

4 指定年月日 令和 8 年 5 月22日

沖縄県告示第321号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1戸1頭	多良間村	令和 8 年 4 月16日
ヨーネ病	牛	患畜	1戸7頭	恩納村	令和 8 年 7 月13日

沖縄県告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡渡名喜村塩川原580番・西兼久581番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第323号

令和 8 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の 限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖 縄 北 部	水源かん養保安林	223.54
	土砂流出防備保安林	8.38
沖縄中南部	水源かん養保安林	33.30
	土砂流出防備保安林	0.96
八 重 山	水源かん養保安林	583.24
恩 納 村	干害防備保安林	9.54
伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10
久 米 島 町	干害防備保安林	1.16
渡 嘉 敷 村	干害防備保安林	2.50
座 間 味 村	干害防備保安林	6.34
宮 古 島 市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.08

沖縄県告示第324号

造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

造林事業補助金交付規程（昭和54年沖縄県告示第383号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の別紙1を次のように改める。

別紙 1

造 林 内 訳 表

市町村

番号	造 林 地			造 林 者		施業 区分	事業 内容	立地 別	面 積	種 苗			施業 期間	備考
	大字	原名	地番	住所	氏名					樹種	数 量	生産 者		
									ha		本/ha kg/ha			

- (注) 1 市町村ごとに別葉とし、一施行地を一行に記入すること。ただし、2以上の近接した造林地を合わせて一施行地として申請する場合は、はじめの行に合計と代表者名を記入し、次に行をかえて内訳を記入すること。また、一施行地に2以上の樹種を植栽した場合もこれに準じて記入すること。
- 2 番号は、施行地ごとに一連番号を付すること。1のただし書の場合は、内訳に枝番号を付すること。施業図、造林事業実行経費、位置図及び委任状も同一番号とすること。
- 3 施業区分欄には、単層林整備、複層林整備、育成天然林整備等の別を記入すること。
- 4 事業内容欄には、人工造林、下刈り、森林作業道等と記入すること。なお、人工造林については植栽、播種の別を下段に記入すること。
- 5 立地別欄には、当該申請が人工造林については伐採跡地、天然林転換地、原野散生地等の別を記入し、保育については人工林と記入すること。
- 6 種苗生産者は、県営、市町村営、自家生産、県外その他具体的に記入すること。
- 7 施業期間欄には、施行地ごとの実施期間を記入すること。
- 8 備考欄には、造林年度及び公益的機能別施業森林の区分（水源、土地、快適、保健、その他又は木材）を記入すること。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。

沖縄県告示第325号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和4年沖縄県告示第317号で同意の認定をした伊良部加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和8年9月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年9月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 公共測量を実施した地域 宜野座村城原地区
- 公共測量を実施した期間 令和8年4月13日から同年7月17日まで
- 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第327号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 8 年 7 月 21 日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字長堂仲毛原157番 1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 31.60メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル～10.00メートル

沖縄県告示第328号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 8 年 8 月 4 日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字伊良波西原533番10
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 35.00メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 主要地方道南風原知念線（高規格道路 南部東道路）整備事業
 - (2) 種類 一般国道等の新設の事業
 - (3) 規模 南風原知念線の本線部の延長7,400メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 南風原町及び南城市
- 4 事後調査の実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 27 日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 - イ 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番 2
 - ウ 南風原町経済建設部まちづくり振興課 南風原町字兼城686番地
 - エ 南城市土木建築部都市整備課 南城市佐敷字新里1870番地
 - (2) 期間 令和 8 年 9 月 1 日から同月 30 日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

- (3) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで
 6 その他参考となる事項 なし
 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098－866－2390
 (2) 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番地 2 電話番号098－944－5155

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県収用委員会

- 起業者の名称 沖縄県
- 事業の種類 県道東風平豊見城線道路改築事業（豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内）
- 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
豊見城市字宜保ナカンドウマシ原	260番 2	公衆用道路	公衆用道路	109.00	109.15	44.22	注 1
豊見城市字宜保ナカンドウマシ原	260番 4	公衆用道路	公衆用道路	16.00	16.40	10.97	注 2

注 1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のG220、G283、P7、P6、G282及び219の各地点を順次に結んだ線並びにG220の地点及び219の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注 2 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のG221、G284、P8、P7、G283及びG220の各地点を順次に結んだ線並びにG221の地点及びG220の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
大城貴栄	豊見城市字上田181番地

- 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 横田哲	浦添市牧港五丁目 2 番 1 号	賃借権

- 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 8 年 8 月13日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地